

事務連絡
令和8年3月31日

各
〔
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市
〕
児童福祉主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）

平素より、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

本日、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第18号）が別添のとおり公布され、令和8年4月1日から施行されることとなります。

内容を十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。また、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）への周知についてもよろしくお取り計らい願います。

記

第1 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）の一部（改正法附則第1条第6号に掲げる規定）の施行に伴い、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）について所要の規定の整理を行うもの。

第2 改正の概要

改正法により、「被保険者番号」が介護保険法（平成9年法律第123号）第201条の2第1項に規定されたことに伴い、引用箇所の手当を行う。

以上